

389
52

テニペラニス、トラクネオエ編
禁酒と文化



始



編三第トクラト・スンラペンテ

化 文 と 酒 禁

述 郎 芳 谷 阪



部本盟同酒禁民國本日

389-52

禁酒と文化

男爵 阪谷芳郎 述



今日までの禁酒論は、多く道徳上若くは宗教上から禁酒を唱道したものが、私の禁酒論は一步進んで酒の害をなくしてしまはうといふのである。衛生上にも道徳上にも、酒の害

あるといふことは、明白の理である。酒を前に置いて飲むな、節せよといふのではなく、酒を飲みたいと思つても、飲めぬようにする。これが私の主義で、一番安全な禁酒は此處に存すると思ふ。然らば其

内交

日本國民禁酒同盟

目的 絶對禁酒國の實現

組織 宗教宗派に拘泥せず

使命 舉國一致の禁酒提唱

389-52

禁酒と文化

男爵 阪谷芳郎 述



今日までの禁酒論は、多く道徳上若くは宗教上から禁酒を唱道したるが、私の禁酒論は一歩進んで酒の害をなくしてしまはうといふのである。衛生上にも道徳上にも、酒の害

あるといふことは、明白の理である。酒を前に措いて飲むな、節せよといふのではなく、酒を飲みたいと思つても、飲めぬようにする之が私の主義で、一番安全な禁酒は此處に存すると思ふ。然らば其

10 2 内交

日本國民禁酒同盟

目的 禁酒禁酒國の實現

組織 宗教宗派に拘泥せず

使命 舉國一致の禁酒提唱

二
の方法はといふに、法律の力に俟つより良法はない。然し一つの法律を作るといふことは、なかく、難しいことである。根本正君が何十回となく未成年禁酒法を提案してゐるのであるが、今尙も貴族院を通過するに到らぬ。未成年者の禁酒法すら我邦政治家を動かすことが出来ぬといふ有様である。

一斗に一滴垂らせ

禁酒を唱道するといろく、苦情が起るのである。或は婚禮の時三三九度の盃事をどうするとか、或は神様の御神酒をどうするとか、色々なことをいつて故障をいふ人がある。併し其は小さな問題であつて、お神酒なり三々九度の盃事に酒を須ひなければならぬといふならば、今日米國でもアルコール百分の一を含有する極めて稀

薄な飲料を許してゐるのであるから、我邦でも一斗に一滴のアルコールでも垂らして用ひたら宜しからうと思ふ。今日日本は食糧不足で困つてゐるのに、三百萬石、四百萬石を酒に使つて居る。而かも此酒は人間の健康を弱らせ、狂人を造り、肺病を造り、腎臓病其他種々なる病氣を造り、殺人、心中、泥棒、放火犯者を造り出す外何等の效能もない。

お酒の税は心配ない

或は又斯ういふ説を成す人もある。酒を造ることを禁じ、飲むことを禁じたならば、今日大藏省の酒に依る税一億圓を失ふことゝなる、さうすれば陸海軍の費用はどこから出るか、といつて反對する人もある。併しながら有害なものに一億萬圓も使つてゐるのである

四
から、酒を飲まぬとしたならば、其の酒に使つた金は何處かに剩る郵便局の貯金となるか、或は銀行の預金となるか、今日米國は禁酒の結果貯金が非常に殖えてゐる。監獄は蜘蛛の巣を張るようになつて來た。犯罪人は減少して來るといふ有様である。而して其の金は何處から出るかといふと、禁酒の結果に外らぬ。我邦で禁酒したならば、酒税一億萬圓、その釀酒費、三億萬圓は、そのまま、浮いて出ることになる。其の三億萬圓を以て陸海軍の費用に使ふも宜しい。社會の改良に使用するも宜しい。詰り日本が酒を飲まなくなつた爲に、日本の富が減るといふ結論はない、酒から税が取れなければ、他の所得税でも、營業税でも、何でも國民の懐に金があれば、大藏省の金庫に金なきを憂ひない。大藏省は我々共有のものである。

三度の渡米から

米國は千九百二十年から禁酒國となつたのであるが、私は丁度千九百八年と千九百十二年と千九百十六年とこう三回米國に參つたのであるが、其の三度の渡米で著しく私の眼についたのは千九百八年即ち明治四十一年に私が參つた時分には、横濱を出發して米國のシアートルを経て大陸を横斷し紐育に出たのであるが、汽車中でも酒を飲み、又ホテルに着いても、晝と晩には酒を飲むことを寧ろ見榮に思つてゐたのである。汽車に乗つても、水で晝飯を喰べて居ると、何だか客ちな奴だと思はれるような風であつた。私は平野水を飲んでゐたのであるが、ごうも極りが悪いような氣がしてならなかつた。詰り千九百八年の頃は、まだ酒を飲むことを社會の一つの

見榮みわにしてゐたのである。それから僅わずかか經たつて千九百十二年即ねんすなはち明治四十四年ねんに渡米こべいしてみると、もうテーブルで水を飲のむ人が多おほくなつてゐたのである。食事しょくじの際飲酒さいいんしゆするのは、紳士しんしの爲なすべきことではないといふ風ふうに一般はんが觀念くわんねんするに至いたつた。

次に千九百十六年即ねんすなはち大正五年ねんに米國べいこくを通とほつた時には、もう飲酒いんしゆするものは殆ほとんどなかつた。テーブルの上うへ又は汽車きしやの中で酒さけを飲のむものもあつたが、みな少し恥はづかしい氣分きぶんになつてゐる。

この三度さんどの經驗けいけんが私の頭あたまに始終映しじうえいじて居をつた。凡およそ國民こくみんの風俗ふうぞくを移うつし更あらためることといふことは、随分困難ずぶんこんなんなことであるが、此これが段々だんぜん革あらたまつて遂ついに禁酒きんしゆまで漕こぎつけたといふのは、全く感かんすべきことである。

然しかるに我邦わがくにの現狀げんじやうは果はたして如何いかん、酒さけを飲のむものが威張いはつて居ゐる、

飛鳥山あすかやまなど極端きよくたんの例れいかも知れぬが、白面しらかで歩あるくどきには、御免下ごめんくださいと言いはぬと險吞けんのんである。料理屋れうりやへいつても同様どうやうである。酒飲さけのまぬものは甚はなはだ勢力せいりきが弱よわい、吝けちな奴やつだ、意氣地いきちのない奴やつだと嘲笑てうせうされる。之これに反はんして上戸黨じやうことうは益々ますますメートルを上げて來くる。剩あまつさへ泥醉でいすいした上戸黨じやうことうの看護かんごを下戸げこがせねばならぬようになつて來くる。その上うへに、お宅たくまで送おくり届きけて奥さんおくさんに頭あたまをさげねばならぬといふ様な始し末まつである。料理屋れうりやのみでない、友人いうじんの宅たくへいつても、酒さけを勸すすめられる。無暗ひやみに奥さんおくさんが酒さけを勸すすめる。是これを社交上しゃかうじやうの義務ぎむであると考かんがへてゐる。即すなはち日本にほんに於おける酒さけに對たいする社會的しゃくわいてき觀念くわんねん、個人的こじんてき觀念くわんねんは、米國べいこくに於おける酒さけ若しくは酒飲さけのみに對たいする觀念くわんねんと大變たいへんに相違さういしてゐるのである。こゝにいふ状態じやうたいの下もとに根本正君ねんもとしやうくんが如何いかに努力どりふしても、未成みせい年ねん者禁酒法しやくきんしゆほふが通とほらなかつたといふことは、無理むりもないことである。社しゃ

八
會が同情しない、賛成しないのである。詰り日本人の頭には、まだ酒を飲むことを大變結構なこと、思つてゐるのである。酒は百藥の長とか、憂を掃ふ玉箒とか、漢書を讀んでも和書を讀んでも、酒は非常に尊敬されてゐる、又寄席へいつても、酒飲みの話が出る、妹背山といふような芝居を見ると、恐ろしい大きな酒樽を持つた先生が大變な勢で睨め廻すといふような有様である。

酒を少し賣つた者に褒美

斯様な有様であるから、日本に於ては先づ輿論を興して禁酒の空氣を造り出さねばならぬ。是には米國の如く、宗教家、婦人、智識階級の方々が、先鋒となつて禁酒を宣傳し實行することに努めねばならぬ。是が一番大切なことである。米國は二十五年掛つて禁酒を

實現した。今日でも米國上下兩院の議員に會つて酒を出すと喜んで飲む「貴方の國は禁酒國であるのに」と申すと、只笑つて居る、即ち是等の人は、酒を飲みたい人である、只議院に於いてどうしても酒の禁止に賛成しなければならぬといふのは、社會的觀念に制せらるゝからである。我々御同様は禁酒の輿論を喚起すると共に、政府に於ても十分に考慮して行はねばならぬことである。酒の税が無くなれば、大藏省が困るといふような考へを、苟くも有つてはならぬ。米國は禁酒し、英國は酒税の減ずることを喜んで居る。瑞典の如きは酒を專賣にしてゐる。專賣にしてゐるけれども、年末に於て一番酒を少く賣つたものに餘計に褒美を呉れるといふ様な面白いことをして居る。是はつまり禁酒節酒政策である。其他の國に於ても酒の賣買時間を制限して、間接に禁酒の指導をしてゐるといふ有様

である。政府は始終この方針を以て政事をしてゆくので、それ故に法律は通過しなくても、矢張り國民の方の空氣を造るよう政府の方から仕向けてゐるのである。

飲酒の風俗を直せ

我邦に於ては、政府に於て、マア税が澤山取れるのは結構であるといふ様に、酒を成りたけ獎勵するやうな風になつて居る。政府としてこんな考へであつてはならぬ、禁酒法其のもの、通過するには相當の年所を要するであらう、けれども政府としては、禁酒法の制定を目標として、なるべく國民をして、其の習慣に慣れしめる様に政治の方針を立て、ゆかねばならぬ。酒を獎勵するやうな考へは、全く改めねばならぬ。又御同様我々は、社會的に其の目的に到達す

る爲に、料理屋でも、上戸の跋扈するのを成るたけ抑へるようになら宜しからうと思ふ。宴會も酒を飲まないことを原則として決議をする様にせねばならぬ。それから花見などにいつて赤い顔をして樽を提げて酔歩蹒跚としてゐるのは、大に恥づべきことである、醜態であるといふ風に、さういふ社會的習慣を涵養するといふようにせねばならぬ。風俗を直すといふことは、口で云つたばかりではいけない、之を實行しなければならぬ。

奴隸、阿片、酒

要するに、酒を飲むといふことは、人智の進まぬ時代のことである。人智が次第に進んで酒がごんなに毒であるかといふことが解つた今日に、此酒を何時まで威張らせて飲ませるといふことは、實に

不思議な話である。私が今奴隷制度は結構だといつたならば、皆さんは唯驚いて笑ふばかりであらうと思ふ、奴隷制度は、千八百七十一年に、伯拉兒で禁止の法律を出したのが最後で、文明國に於ては絶対に禁止せられて今日に至つてゐる。又阿片を世界各國で禁止することになつたのは千九百十七年三月三十一日である。次に酒は千九百十九年の七月一日に亞米利加で禁じたのが世界に於ける禁酒の始まりである。斯様に人智の進歩に伴つて、人の權利自由を束縛すること、社會に害毒を流すことも、許されなくなつたのである。社會が排斥し文明が排斥するのである。即ち人智の進歩を卜するに足るものである。どうか酒に對しても、國民一般が今一層注意を喚起し、輿論の力を興して一日も早く我邦を禁酒國たらしめるようにしたい。

禁酒トラクト

禁酒

本書は本同盟理事長長尾半平氏の著にして氏の學生時代より今日に至るまで三十年間の有益なる禁酒實話である
定價金三十錢 郵税二錢

禁酒美談

本書は新渡戸博士外現代十三名士の有益なる禁酒實談にして一般人の修養に資すること多し
定價金三十錢 郵税二錢

アルコール戦

本書は内務書記官田子一民氏米國に於ける禁酒運動の一切を叙述せるもの實に禁酒運動の燈臺也
定價金三十錢 郵税二錢

禁酒問題に就て

本書は京都帝國大學教授法學博士中島玉吉氏の著述にして禁酒の如何に緊要問題なるかを一般世人に鼓吹せるものである
定價(實費)金十五錢 郵税二錢

嗜酒狂と犯罪

本書は京都帝國大學助教授醫學博士小南又一郎氏の著飲酒の害を實際的方面より叙述せるもの敢て禁酒家好酒家の一讀を望む
定價(實費)金十二錢 郵税二錢

禁酒の勸め

本書は山室軍平氏の著にして熱心なる宗教家の禁酒清談である一般人士の修養に資せんことを
定價金三十錢 郵税二錢

國家禁酒論

本書は酒井清七氏の發行にかゝるセネラル叢書
第一編にして賀川豊彦氏の述なり
定價金五錢 郵税二錢

労働問題と禁酒運動

本書はセネラル叢書第二編島田三郎氏の著にして
現下の労働問題と禁酒問題との關係を論述せ
るものなり
定價金五錢 郵税二錢

人間を呪ふ二つの悪魔

本書はセネラル叢書第四編醫學博士菊地米太郎
氏の著述附録として百島氏の「悪魔とパンと酒」
を收む
定價金五錢 郵税二錢

精神文明とアルコールリズム

本書はセネラル叢書第六編賀川豊彦氏の著氏が
文明と酒との關係につき綿密なる觀察を下せる
もの也
定價金五錢 郵税二錢

東京市神田區表猿樂町一〇

日本國民禁酒同盟本部

振替東京五二七九〇

大正十年六月廿二日印刷
大正十年六月廿七日發行

定價金五錢

著者

阪谷芳郎

發行者

東京市神田區南神保町二番地
天野藤男

印刷者

東京市芝區松本町四十番地
加藤善三郎

發行所

財團
法人

日本國民禁酒同盟本部

電話神田四五五〇番
振替口座東京五二七九〇番

389
52

終

